

請求権関連立法不作為違憲確認憲法訴願(二次)決定

(憲法裁判所 1996年10月31日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

立法不作為違憲確認

(1996年10月31日94헌마204全員裁判部)

請求人 チョ○ハク

代理人弁護士 李石淵 (国選)

【主文】

審判請求を却下する。

【理由】

1 事件の概要と審判の対象

ア 事件の概要

請求人は1942年頃、満州国熱河省○○にある日本国所有の株式会社○○鉦山○○出張所の職員として入社して3年間勤務し、解放直前に上記出張所長のオカザキ(名不詳)の避難命令を受けて上記出張所を出発し、1945年8月21日に満州の安東(現在の丹東)に到着した後、解放になった事実も知らずに同日上記安東にあった日本国の所有の満州○○銀行で、これまで(3年間)の血と汗の結晶である日本国貨幣合計17,900円を故郷に送金し、それに対して1945年8月21日付の同銀行発行の「通商為替証書」を受けとった。その翌日新義州に到着して初めて解放の事実を知り、送金した金も引き出せないという噂を聞いて、これを確認するため再び上記安東の上記銀行に行ったが、すでに上記銀行は閉鎖されて引き出せず、平安北道雲山に帰郷したが、1945年11月頃に越南し、上記為替証書を大切に保管して日本国の補償をひたすら待っていたところ、韓日国交が正常化され、これにともなう対日民間請求権補償に関する法律が公布施行されたが、その対象は1945年8月15日以前の対日民間請求権であるため、解放の事実を知らないまま取得した対日民間人請求権についての立法不作為によって請求人は財産権を侵害されたというものである。

イ 審判の対象

本件審判請求書の記載によると、本件審判の対象は1945年8月15日以降に非通常的に取得した対日民間請求権に対する補償立法を行わない立法不作為による基本権侵害の有無にあるように見えるが、主張の全趣旨から見て、結局本件請求権に対する補償の内容や手続等に関して規定した法律が制定されていないのか、制定されていないならその「立法不作為」がどのような類型のものか、そしてその「立法不作為」によって請求人主張の基本権が侵害されたか否かである。

2 請求人および利害関係者の主張

ア 請求人の主張

(1) 請求人が上記満州〇〇銀行に対して有する当時の日本国の貨幣価値で金17,900円相当の債権（以下本件債権という）は、対日請求権に含まれる債権である。1965年6月22日に韓日間に締結された「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（条約第172号、発効1965年12月18日、以下本件条約という）は、大韓民国及び両国国民の財産と両国及び両国国民間の請求権に関する問題を解決するための合意内容として大韓民国は日本国から3億ドルの無償資金と2億ドルの財政借款金を導入することにした。一方、本件条約第2条第1項で「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利および利益と両締約国及びその国民間請求権に関する問題が1951年9月8日、サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになるということを最終的に確認する」と規定した点と、その第2項、第3項の規定及び本件条約に対する合意議事録第1項の規定及び第4条（a）の規定と、韓日会談当時、大韓民国から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）第3項で「1945年8月9日以降、韓国から振替または送金された金品の返還請求」を明確にしているほか、その第5項で「韓国法人または韓国自然人の日本国及び日本国民に対する請求権の返還請求」を含ませている点を総合すると、本件条約の趣旨は1945年8月15日前後を問わず大韓民国と日本国間の民間債権を含めたすべての請求権問題の完全一括妥結をしようとするにありとあるというべきである。

そうであれば本件債権は韓日協定により一括妥結された対日請求権に含まれることになる。

(2) 国は、本件債権と同じ対日民間請求権に対する補償立法をしていないとして請求人の平等権と財産権を侵害した。

上記条約に基づいて制定された対日民間請求権に関する最初の法律である請求権資金の運用及び管理に関する法律第5条第1項と上記法律に基づく対日民間請求権の申告に関する法律、対日民間請求権補償に関する法律の規定によれば、全て1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権を規定しているのみで、本件債権のように解放の事実を知らずに取得した1945年8月15日以降の対日民間請求権の補償については何ら規定を置いていない。したがって、国家は請求人の平等権と財産権を侵害した。

(3) 立法不作為の要件は具備されている。

憲法において基本権の保障のために法令に明示的な立法委任をしたにもかかわらずこれを履行しなかつたり、憲法解釈上特定人に具体的な基本権が生じこれを保障するための国家の行為義務などが発生したにもかかわらず何の立法措置も行わない時には立法不作為に対する憲法訴願が可能であるとするのが憲法裁判所の確立された判例であり、本件では、国家が本件条約で明示したところにしたがい、大韓民国の国民が日本や日本国民に対して有する請求権を補償するための国家の行為義務の履行として補償に関する法律が制定されたという点から、立法不作為の上記のような前提条件はすでに充足されたとみるべきである。

ただ、上記対日民間請求権の補償対象から請求人のように1945年8月15日直後に取得した請求権を除くことが合理的根拠のない差別として財産権を侵害したか否かが問題となるのみである。

(4) 立法不作為に対する憲法訴願は、公権力の不行使状態が続く限り請求期間の制限がない。

(5) 対日民間請求権を保有していたとしても、その具体的内容と限界が法律に規定されていない限りこれを行行使することができないため(大法院1970年11月30日宣告、70다1367判決; 1970年12月22日宣告、70다1403判決参照)、本件の場合には国会で立法されない限り請求人の基本権を実現する他の方法がない。

(6) 1945年8月15日の直後発生した対日民間請求権を補償対象から除外した立法権の行使(不真正立法不作為)の違憲性

(ア) 国家が本件条約を締結して日本国から無償資金3億ドルと財政借款2億ドルを受け取ると同時にその権利を有する国民の同意もなく対日民間請求権を消滅させたのであるなら、国家は上記3億ドルの無償資金によりその請求権を有している国民に直ちに償還する責任があるものであり、それに関する法律の立法は、国家のその当然の義務を確認することにすぎないものである。ところが本件の場合国家は恣意的に1945年8月15日以前の対日民間請求権のみを補償し、その直後の請求権について補償をしないでいるところ、これは自国民の犠牲により国家が不法ないし不当利得を取得する結果となり、財産権を保障する憲法の基本権保障の精神に反する。

(イ) 国家は1945年8月15日前後を問わず全ての対日民間請求権を一括妥結した本件条約にしたがい前記の補償立法を行いながら、1945年8月15日直後解放の事実を知らずに取得した本件債権のような対日民間請求権をその対象から除外したのは合理的な根拠が

ない恣意的な立法権の行使（不真正立法不作為）であって憲法第11条第1項に反する。

（ウ）請求人が行使しようとしている上記対日民間請求権について、国家安全保障・社会秩序維持・公共福利などを理由に本件債権等を除外すべき何の理由もないので、その点においても請求人は上記立法不作為によって財産権の本質的内容を侵害されているというべきである。

イ 法務部長官の意見

（1）本件審判請求は対象適格がない。

本件立法不作為は、憲法で基本権を保障する法令に明示的な立法委任をしたにもかかわらず、立法者がこれを履行していない場合、または憲法解釈上特定人に具体的な基本権が生じ、これを保障するための国家の作為義務ないし保護義務が発生したことが明白にもかかわらず立法者が全く何の立法措置も取っていない場合に該当しないので本件審判請求は不適法である。

（2）請求人は請求人適格がない。

本件債権は1945年8月21日満州〇〇銀行に対する債権であって、請求人は本件審判請求を提起するまで上記銀行等に対して債権催告など権利実現のための法律行為をしたことを示す資料がなく、わが国や日本の場合債権の消滅時効をともに10年と規定しているため、本件債権はすでに消滅時効の完成により消滅した。したがって、請求人は現在直接基本権を侵害されている者ではないため請求人適格がなく、本件審判請求は不適法である。

3 判断

ア 広い意味の「立法不作為」には、①立法者が憲法上立法義務を負うある事項に関して全く立法をしないことにより「立法行為の欠陥（Lücke）がある場合」（即ち立法権の不行使）と②立法者がある事項に関して立法はしたが、その立法の内容・範囲・手続等が当該事項を不完全、不十分、または不公正に規律することにより「立法行為に欠陥（Fehler）がある場合」（即ち、欠陥がある立法権の行使）があるが、一般的には前者を真正立法不作為、後者を不真正立法不作為と呼んでいる。

ところで、当裁判所の判例によると、いわゆる「真正立法不作為」即ち本来の意味での立法不作為を対象として憲法訴願を提起するには、憲法において基本権の保障のために法令に明示的な立法委任をしたにもかかわらず、立法者が相当な期間内にこれを履行しなかったり、または憲法の解釈上特定人に具体的な基本権が生じ、これを保障するための国家の行為義務ないし保

護義務が発生したことが明白にもかかわらず、立法者が何ら立法措置を取っていない場合でなければならず、「不真正立法不作為」を対象に、即ち立法の内容・範囲・手続等の欠陥を理由に憲法訴願を提起しようとするなら、この場合には欠陥がある当該立法規定そのものを対象として、それが平等の原則に反するなど憲法違反を掲げて積極的な憲法訴願を提起すべきであり、この場合には憲法裁判所法所定の請求期間を遵守しなければならない(当裁判所1989年7月28日宣告、89헌마1決定:1993年3月11日宣告、89헌마79決定:1993年9月27日宣告、89헌마248決定など参照)。

イ したがって、請求人が主張する本件立法不作為が上記二つの類型のうち、いずれに該当するかを検討することにする。

(1) 1951年9月8日米サンフランシスコで締結され1952年4月28日その効力を発生した連合国と日本国との平和条約第21条、第4条、これに基づいて1965年6月22日に韓日両国間に締結された本件協定第1条、第2条、本件協定に関する合意議事録(1965年12月18日条約第173号)第2条の規定を総合してみると、本件請求権は本件協定第2条第2項の例外事項に該当せず、よって本件協定の適用を受けて一括妥結された対日民間請求権に含まれるとみられる。

(2) 請求人は本件請求権について補償立法を行っていない立法不作為が違憲であると主張しているので、まず請求権資金法など、本件協定に基づいて制定された補償関係立法の内容について検討する。

請求権資金の運用及び管理に関する法律(1966年2月19日法律第1741号、以下「請求権資金法」という)は本件協定によって受入れた資金を効率的に運用・管理または導入するために必要な事項を規定することを目的として制定されたものであるが(第1条)、同法第5条第1項は「大韓民国の国民の有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。」と規定し、同条第2項は「前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。」と規定している。

一方、対日民間請求権の申告に関する法律(1971年1月19日法律第2287号、以下「請求権申告法」という)は請求権資金法第5条第1項に規定された対日民間請求権の正確な証拠と資料を収集するために必要な事項を規定することを目的として制定されたものだが(第1条)、同法第2条第1項は申告対象の範囲を「1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者を除いた

大韓民国国民（法人を含む）が1945年8月15日以前（第1号・第5号及び第7号に該当する場合にはこの限りでない）に日本国及び日本国民（法人を含む）に対して有していた請求権などであって次の各号に掲げるもの」と規定している。そして対日民間請求権補償に関する法律（1974年12月21日法律第2685号、以下「請求権補償法」という）は請求権資金法第5条第2項の規定により大韓民国の国民が有する日本国に対する民間請求権の補償に関して必要な事項を規定することを目的として制定されたものであるが（第1条）、同法第2条第1項は「請求権申告法第6条の規定により対日民間請求権申告管理委員会において証拠及び資料の適否を審査して当該請求権申告の受理が決まったもの」を補償の対象としている。

上記のように請求権資金法第5条第1項は「大韓民国の国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権」のみを補償の対象として規定したが、その後制定された請求権申告法第2条は、この範囲を超えて一定の場合（同条の第1項第1・5・7号の場合）には1945年8月15日以降に取得された請求権まで申告対象の範囲に含めており、請求権補償法は請求権申告法が定めた申告対象の請求権中、申告管理委員会で申告を受理したもののみを補償することにしていくので、結局対日民間請求権の中で何が補償を受け、何が補償を受けられないかは専ら請求権申告法の規定、特に同法第2条第1項の規定内容にかかっていると解される。そこで、その条項を中心にこの問題を検討する。

- (3) 請求権申告法第2条第1項は、まず「1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者」の請求権を申告対象から排除している。これは本件条約第2条第2項(a)号を念頭に置いた規定である。この(a)号は本件条約の一括妥結から除外された事項であるため、これに該当する請求権に関しては補償をする必要がないことが当然であり、したがって申告対象から排除しているのである。

次に、請求権申告法第2条第1項は、請求権資金法第5条の規定に合わせ、原則的に「1945年8月15日以前に」日本国及び日本国民（法人を含む）に対して有していた請求権を申告の対象としている。同項の第2・3・4・6・8・9号に掲記された請求権はすべて上記の日以前のもののみを申告対象とする。

しかし一方で、同項第1・5・7号に掲記された請求権について例外的にその取得の時期が1945年8月15日前であるか後であるかを問わず申告の対象としている。この第1・5・7号は本件条約第2条第

2項（b）号に対応する規定と理解される。すなわち、この（b）号は1945年8月15日以降に「通常の接触の過程」において取得された請求権を一括妥結の対象から除外した規定であるところ、本件条約に関する合意議事録第2条（d）号によると「終戦後に発生した特殊な状態下での接触」は上記（b）号所定の「通常の接触」に含まれないと規定されているため、これらについては補償すべきであるが、上記第1・5・7の各号はまさにこのような1945年8月15日以降に非通常の接触の過程において取得された請求権に対する補償を実現するために設けられた規定とみられる。

このように請求権申告法第2条第1項は、本件協定によって一括妥結された対日民間請求権の補償に関して同協定の分類（即ち、1945年8月15日以前に取得したものとその後取得したもの）に対応して各事例別にそれなりの立法的規律を行っていることを知ることができる。ところで請求人の本件債権は1945年8月15日以降非通常の接触の過程で取得された請求権の一つとみられるにもかかわらず、請求権申告法第2条第1項第1・5・7号所定の申告対象の請求権に含まれていないとみられる。本件債権は上記申告法第2条第1項第1・5・7号のいずれにも該当しないとみられるからである（仮に見解を異にして本件債権がこの条項第1・5・7号所定の申告対象の請求権のうちいずれかに該当するのであれば、国会は本件債権の補償に関して立法をしたことが明らかであり、請求人主張の「立法不作為」はそもそも存在しないことになり、まさにその理由によって本件審判請求は不適法である）。

（4）このように、本件債権が申告や補償の対象に含まれず、その結果請求人が補償を受けられなくなったのは、立法者が1945年8月15日以降、非通常の接触の過程で取得された請求権に関する補償立法を不完全・不十分に行ったことにより立法の欠陥が生じたからであり、立法者がそのような請求権に関する補償立法を行わなかったからではない。立法者は上記のとおり1945年8月15日以降非通常の接触の過程で取得された請求権に関してもそれなりの立法的規律を行ったのである。その立法的規律において立法者が本件債権のような事例を含ませなかった理由は明らかでない。立法者が不注意により、または本件条約の趣旨を誤解して本件債権のような事例を遺漏した可能性もあり、各種の事情を考慮して意図的に排除した可能性もある。後者の場合であっても、立法行為があったという結論には変わりがない。なぜならその場合においても、本件債権に対する補償をするか否かに関する立法者の応答が全くないと見るのではなく、本件債権のような性格のものに対する補償は

これを拒否するという立法者の消極的な応答が含まれていると見ることができるとのである。

請求人は本件債権のように1945年8月15日以降に取得された対日民間請求権については立法者が何の補償立法もしていないという趣旨で主張しているが、これは上記で検討したような請求権申告法第2条の規定内容を詳細に検討しないことからきた誤った主張である。

ウ そうであれば本件の審判対象である立法不作為は憲法訴願の対象になりうる真正な意味での立法不作為がなく、いわゆる「不真正立法不作為」であることが明らかである。ところで、前記の請求権資金法、請求権申告法及び請求権補償法は1982年12月31日法律第3613号(請求権資金の運用及び管理に関する法律廃止法)、法律第3614号(対日民間請求権の申告に関する法律廃止法)及び法律第3615号(対日民間請求権補償に関する法律廃止法)ですべて廃止された。したがって請求人としては「憲法裁判所法第69条第1項が定める請求期間内に」、請求権申告法など補償関係立法の関係規定と各その廃止法を対象として、それが憲法違反であるという積極的な憲法訴願を提起すべきところ、請求人が主張する上記補償関係法による基本権の侵害は憲法裁判所の発足以前のことであるから、このような場合その請求期間の起算点は憲法裁判所が構成された1988年9月19日とするのが当裁判所の確立された判例である(1991年 9月16日宣告、89헌마151決定など参照)。ところが請求人の本件憲法訴願は1988年9月19日から憲法裁判所法第69条第1項所定の請求期間の180日をはるかに経過した1994年9月27日に提起されたのであるから、その請求期間を徒過したことは明らかである。

4 結論

そうであれば、本件審判請求は請求期間を徒過したものとして不適法であるので、更に判断するまでもなくこれを却下することとして主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官キム・ジンウ、裁判官イ・ジェファ、裁判官チョ・スンヒョンの下記5のような反対意見がある他は、その余の裁判官全員の意見の一致によるものである。

5 裁判官キム・ジンウ、裁判官イ・ジェファ、裁判官チョ・スンヒョンの反対意見

我々は次のような理由で、本件審判請求の適法性を認め、本案の判断をすべきであるという意見であるから多数意見に反対する。

ア 本件の審判対象は1945年8月15日以降に非通常的に取得した対日民間請求権に対する補償立法をしていない立法不作為により請求人の基本権が侵害されたか否かである。

つまり請求人は1945年8月15日までに取得した対日民間請求権に対する補償立法に関しては、自己関連性がなく、主張したこともなく主張する必要もなく、1945年8月15日以降に非通常的に取得した対日民間請求権に対する補償立法がなかったと主張しているからだ(補償立法の有無は判断問題に過ぎない)。

イ 当裁判所は、立法不作為として憲法訴願審判の対象となる場合に ついて、「憲法で基本権保障のため明示的にその内容と範囲を限定して法令にその立法を委任した場合、または憲法解釈上特定人ないし特定集団に具体的な基本権が生じ、これを保障するための国家の行為義務ないし保護義務が発生したことが明白であるにもかかわらず、立法者が全くこのような措置を取らなかった場合に限る」との判例を確立(憲法裁判所1989年3月17日宣告、88헌마1決定:1991年9月16日宣告、89헌마163決定:1991年11月25日宣告、90헌마19決定参照)しているところ、本件審判請求の対象である立法不作為が上記のような適格要件を具備しているかが問題になるに過ぎない。

本件で請求人が侵害を受けたと主張する基本権である財産権に関する憲法的根拠規定の憲法第23条第1項は、その解釈上請求人のような特定人ないし特定集団に補償請求権という具体的な財産権的基本権を認めるものと解することができ、これを保障するための国家の行為義務ないし保護義務が発生したことが下記のように憲法解釈上明白である。

(1) 対日民間請求権補償の対象に1945年8月15日以前はもちろん、その後であっても非通常的な接触の過程で行われた大韓民国の民間人の日本国及び日本国民に対するあらゆる請求権が該当すると認められる点

本件条約第1条第1項(a)は「現在の1080億日本円に換算される3億アメリカドル(\$300,000,000)と同等の日本円の価値を有する日本国の生産物及び日本用役を、本協定の効力発生日から10年間にわたって無償で提供する…」と規定し、第2条第1項は「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利および利益と両締約国及びその国民間請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する」と規定し、第2条第2項(b)は「本条の規定は次のもの

(本協定の署名日までそれぞれ条約締約国が取った特別措置の対象になったものを除く)に影響を及ぼすことがない…(b)一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの」と規定して1945年8月15日以降における非通常的な接触の過程において取得された請求権は上記第2条第1項の適用対象となることを明確にし、多数意見の指摘する通り本件条約に関する合意議事録第2条(d)がこれを確認している。したがってこの条項が旧軍政法令第57号の規定により指定された金融機関に預入した預金か否か、請求権が継承されたか否かを問わず、本件債権のような場合のすべての民間人債権が本件条約により日本国が支払うことになった3億ドルの無償資金に含まれると認められる根拠とされている。[ただし、本件条約の署名日までに大韓民国と日本国が各々執った特別措置の対象とされたものは除外するとされているが、委員会の合意議事録(2)項(b)では「特別の措置」とは、日本国については、第二次世界大戦の戦闘状態の終結の結果として生じた事態に対処して、1945年8月15日以後日本国において執られた戦後処理のためのすべての措置(1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)の規定に基づく特別取極を考慮して執られた措置を含む。)をいうことが了解された。]と規定しているのみであるので、終戦の結果発生した事態に対処して敗戦国である日本国が本件債権の場合のような大韓民国の民間人の請求権を一方的な措置で消滅させることができないことは国際法上明白であることを確認しており、したがって上記のような除外例は本件債権には該当しないというべきである]

(2) 本件債権のような場合の対日民間請求権を補償するための国家の行為義務ないし保護義務が発生したとみられる点

上記(1)項で説示している本件条約第1条第1項規定の3億ドル無償資金を日本国が大韓民国に提供する条件で、同条約第2条第1項で規定するように対日民間請求権に関して完全かつ最終的に解決(債権消滅)するものであり、本件債権のような場合の対日民間請求権も上記3億ドル無償資金に含まれることは上記(1)項でみたとおりであるので、国家には本件条約が発効した1965年12月18日から本件債権のような対日民間請求権を保障する行為義務ないし保護義務が発生したとみられる。

(3) 本件の場合本件債権のような対日民間請求権の部分については、本件条約に基づき上記請求権資金法、請求権申告法、請求権補償法など3

法を立法しながら、その請求権の申告及び補償の対象から除外しているなど、何らの保障規定を設けていないのみならず、その後現在まで申告及び補償に関する何らの立法をしないでいるところ、請求人はこのような立法不作為によってまさに請求人の主張する基本権を侵害されているというべきであり、このように解することが、むしろ多数意見が挙げている当裁判所の真正立法不作為に関する判例の趣旨に合致するというべきである。

ウ 立法不作為を真・不真正の2つの場合に分け、前者の場合のみに限って立法府の作為の違憲性を論じることができるという多数意見は、ドイツ連邦憲法裁判所が初期に維持していた2分法に過ぎず、最近では上記裁判所もこの2分法の基準が曖昧模糊としており、国民の基本権保護に実効性がないことを認めている実情であって、その点でも多数意見は納得できない。

エ 仮に上記のような2分法によるとしても、本件の審判対象の立法不作為は、真正立法不作為に含まれるとみるべきである。

(1) 多数意見が真正・不真正立法不作為を判断する基準をどこに置いているか明らかでないが、対日民間請求権に関する立法があったかどうかのみに置いていることは明らかであり、このような基準によって本件の場合が不真正立法不作為の場合に該当すると主張している。検討するに、ドイツ連邦憲法裁判所では不真正立法不作為の場合とは、例えば憲法上立法義務の対象となる立法事項がいくつに分かれている場合に、各立法事項に関してすべて規律しているが、立法者が質的・相対的に不完全不十分に規律している場合であるとしており、これとは異なり、上記立法事項の一部の立法事項については規律し、残りの一部の立法事項に関しては全く規律していない場合には、即ち量的・絶対的に規律していない場合には、真正立法不作為と解し、その違憲性の有無を判断した事例が多い。

このような立場から検討すると、本件条約第2条第2項(b)、上記合意議事録第2条(d)が1945年8月15日以前に非通常的な接触過程で取得した請求権であればいかなる制限もなく全て本件条約上の請求権資金に含まれることを明確にしていることは前記のとおりであるところ、上記条約等が確認している請求権はそれが日本国国策銀行であろうがなかろうが、日本国の支配下にある金融機関に預入し又は送金した預金であれば、その預入された貨幣が日本国の貨幣であるか他の国の貨幣であるかを問わず、その請求権が相続により継承されたものであるか、一般取引により譲受されたものであるかを問わず、全てが上記の条約上の請求権に含まれると見なければならぬ。したがって上記条約に

よって立法者が立法しなければならない立法事項は日本国通貨による請求権、他の国の貨幣による請求権、日本国の国策金融機関に預けた請求権、その他日本国の支配下にある金融機関に預けた請求権であるというべきである。

しかし、上記請求権資金法は第5条第1項において「大韓民国の国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない」と規定して1945年8月15日以降の上記請求権については補償しないことを明確にしているのに反し、上記請求権申告法は、多数意見で見たとおり第2条第1項第1・5・7号で1945年8月15日以降に非通常の接触過程で取得した請求権に対する補償を実現するための規定を設けているが、その請求権の中で旧軍政法令第57号の日本銀行券・台湾銀行券の預入規定により指定された金融機関に預入した預金などを申告対象にしているのみであり（上記第1号）、上記請求権補償法は、第2条第3項において請求権の補償を受ける権利がある者と同一人物ではない場合、即ち請求権を引受けた者については請求権者から補償金受領の委任を受けたり、相続人でない限り補償しないことを規定している。言い換えれば、上記3法は上記のいくつかの立法事項のうち、日本国通貨による請求権の補償、日本国の国策金融機関であった朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝興銀行、朝鮮商業銀行、朝鮮信託会社、朝鮮貯蓄銀行、金融組合連合会（上記軍政法令第2条指定金融機関）に預けた請求権の補償、請求権を有する本人とその相続人への補償に関する立法事項について規律しているのみであり、残りの立法事項については不完全または不十分ながら規律しようとしたこともないなど、全く規律せずにいる。

そうであればこのような場合は、真正立法不作為の場合と解するのが妥当である。

- (2) 本件の場合を検討すると、請求人は解放の事実を知らないまま1945年8月21日日本国貨幣17,900円を上記3法の指定金融機関ではない満州〇〇銀行満州安東（現在丹東）支店を通じて送金した請求権を有していることを認めることができるが、請求人は、上記(1)項でみたように真正立法不作為によって対日請求権の申告さえもできなくなったことにより上記財産権を侵害されたと認められる。

しかし、多数意見は本件の場合が上記3法の補償対象に含まれていないことを認めながら、不真正立法不作為であると強弁し、さらには立法者の裁量で本件のような場合には補償を拒否する意思を表明したものだとして主張しながら、その理由が如何なるものであるかについて説明して

いないなど、納得し難く、不当である。

オ 本件審判請求は上記の真正立法不作為が現在まで継続しているので審判請求期間を徒過していない（憲法裁判所1994年12月29日宣告、89헌마2決定参照）。

カ そうであれば、本件審判請求はそのいずれの場合も適法であるから、本案の判断をすべきであると信ずるので、これに反する多数意見に対して反対するものである。

裁判長裁判官	キム・ヨンジュン
裁判官	キム・ジンウ
裁判官	キム・ムニ
裁判官	ファン・ドヨン
裁判官	イ・ジェファ
主審裁判官	チョ・スンヒョン
裁判官	チョン・ギョンシク
裁判官	コ・ジュンソク
裁判官	シン・チャンオン